

第 250 回一関市教育委員会定例会 会議録

1 開催日時

開会 令和 5 年 4 月 26 日（水）午後 1 時 30 分

閉会 令和 5 年 4 月 26 日（水）午後 3 時 44 分

2 会議の場所

一関市役所花泉支所教育長室

3 出席者

教育長 小 菅 正 晴

委員 伊 藤 一 志

委員 佐 藤 一 伯

委員 桂 島 加奈子

委員 大 浪 友 子

4 会議に出席した関係者及び職員

教育部長 及 川 和 也

一関図書館長 藤 倉 忠 光

教育部次長兼学校教育課長 八 木 浩 司

教育総務課長 遠 藤 実

文化財課長兼骨寺荘園室長 氏 家 克 典

一関市博物館次長 佐々木 修 路

いきがづくり課長 伊 藤 信 子

教育総務課庶務係長 宮 野 真知子（記録）

5 傍聴者の数

1 人

6 議題及び議決事項

議案第 16 号 文化財の指定に関し議決を求めることについて

議案第 17 号 文化財の指定に関し議決を求めることについて

議案第 18 号 文化財の指定に関し議決を求めることについて

7 報 告

- (1) 一関市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の専決処分について
- (2) 一関市議会定例会第 102 回 2 月通常会議（一般質問）の状況について
- (3) いじめの発生状況について
- (4) 行事報告及び行事予定について

8 その他

- (1) 令和 5 年度学校教育行政の方針及び指導の重点について
- (2) 令和 5 年度社会教育行政の方針について
- (3) その他

9 会議の議事

○教育長 ただいまから第250回一関市教育委員会定例会を始めます。

協議第16号 文化財の指定に関し議決を求めることについて

協議第17号 文化財の指定に関し議決を求めることについて

協議第18号 文化財の指定に関し議決を求めることについて

○教育長 議事日程第 1 議案第 16 号文化財の指定に関し議決を求めることについて、これ以下一括でいいですか。

また、次に議事日程第 2 議案第 17 号文化財の指定に関し議決を求めることについて、同じく議事日程第 3 議案第 18 号文化財の指定に関し議決を求めることについて事務局から提案願います。

教育部長。

○教育部長 資料の 3 ページ目をご覧くださいと思います。議案第 16 号文化財の指定に関し議決を求めることについてでございます。こちらにつきましては大東町の市の民俗資料館に保管されております、銚子浪分神社の猫絵馬、356 点につきまして、市の文化財保護条例第 27 条の規定により、市指定の有形民俗文化財に規定しようとするものでございます。こちらの文化財保護条例の第 27 条の規定というのは、教育委員会は、市の区域内に存在する有形の民俗文化財のうち重要なものを市指定の有形民俗文化財に指定することができるという規定でございます。

続きまして次のページ、議案第 17 号になります。こちらにつきましては大東の市の民俗資料館及び千厩のせんまや街角資料館に展示されております、かま神 4 点につきまして、同様に市の有形民俗文化財に指定しようとするものでございます。続きまして次のページの第 18 号になります。こちらにつきましても、大東の市の民俗資料館に展示してありま

す油しめ1点について、同様に市指定の有形民俗文化財に指定しようとするものでございます。

この3点につきまして、詳細につきまして、文化財課長から説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○教育長 文化財課長。

○文化財課長 (説明)

○東調査研究員 (説明)

○教育長 説明は以上ですか。

文化財の指定に関して3種類ほど提案ありましたが、これについて何かご質問、ご意見をよろしく申し上げます。

伊藤委員。

○伊藤委員 まず1点ですけれど、本当に素晴らしい資料、価値観の高いものだと思いますし、いいなと私は思いますけれども、これに関して、例えば指定された場合に修繕するような内容のものがあるのかというのが1点と、もし修繕する場合にはどこからそういうお金が出て運用されるのか、やっぱり維持するのにこういう資料価値の高いものを維持するにはすごく大変だと思うんです。

そういう風なところは、どういう形でお金が使われるのかというのをお聞きしたいなと思います。

○教育長 文化財課長。

○文化財課長 修繕につきましては、市が所有しているものについてはご寄贈を受けたものにつきましては、市の予算の範囲内で優先順位をつけながら修繕させていただきますし、あとは個人がお持ちのものにつきましては、市指定の文化財につきましては修繕の補助をさせていただいておりますので、そういったものを活用していただきながら維持していただくというような形になります。

○教育長 そこは修繕の補助みたいなものを簡単に説明してください。

文化財課長。

○文化財課長 修繕の補助につきましては、こういった民俗文化財につきましては、修繕の費用から10万円を差し引いて、その半分について補助させていただくというものでございます。

ただ、上限は200万円ということになっていきますので、お金の出所ということにつきましては、やはり、その予算の範囲内で優先順位をつけながら運用するというような形になろうかと思えます。

○教育長 例えば110万円修繕費がかかるとすると10万を引いて半分ですから、50万円

を自分で出せば 110 万円の修繕ができるという、そういう意味ですね。

○文化財課長 そうです。

○教育長 文化財全体がそういう形ですよ。

○文化財課長 文化財全体がそういう形です。

○教育長 その他いかがでしょうか。

佐藤委員。

○佐藤委員 一つだけ教えていただきたいのですけれども、この猫絵馬の指定が 356 点ということで、別当家でご所存の 368 点から 12 点が除かれるということですが、この 12 点は別当家の方で所存されるからというのが理由だと思えるのですが、資料価値がないという意味ではなくて、おそらく資料の調査とかそういった点で除かれたのでしょうか。そこだけで教えてください。

○教育長 文化財課長。

○文化財課長 別当家で保管されるものについては、特に別当家の方からこの 12 点については保管したいというような申出があったもので、特に文化的な価値が落ちるとか、そういったことではございません。

○教育長 よろしいですか。その他いかがでしょうか。

桂島委員。

○桂島委員 今回、有形文化財というのは 3 点と言いますか、3 項目の指定をとということなのですが、今の段階で有形文化財に限り、あと何点くらいというか、今後指定を受けようといういろいろ調査したりというものがあるのかな、ということをお聞きしたいなと思います。

今、有形無形から全部で入れると大分な数になると思うので、今は同じ有形文化財の方でお聞きできればと思います。

○教育長 文化財課長。

○文化財課長 今文化財指定をしようとして調査を進めている物件については、やはり 10 数件ございます。こちらの文化財指定の流れにもございますとおり、まずは所有者の方の承諾が必要になるものでございますので、現時点で具体的なものについてお話するのはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

○桂島委員 10 数件という、それだけで大丈夫です。

○教育長 その他いかがでしょうか。

私の方から、議案第 16 号のところに寄託という言葉があるんですが、寄託という意味は所有は個人で、一時的に預けるという意味なのかどうかということと、それをすっきりあげますという場合には寄贈という言葉を使うのかどうか、そのあたりを説明してください。

もう一つは猫山、昭和 52 年くらいまでの部分なので、かなり新しいものまで入っているわけですが、そうすると簡単に言えば、この辺にいる子どもがこうやってやれば文化財になるのかという話にもなると思いますが、これは古さは関係ないのでしょうか。

文化財として指定する場合に、あまり現代に近いものを指定し始めるときりがなくなってしまうのではないかという感覚もあるのですが、このあたりどうなのでしょう。

この 2 点説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長 まず、寄託と寄贈でございますが、個人の所有者の方が、我々に文化財の維持はやはりそれなりの手間暇がかかりますのでこれを預けます、なので保管してください。活用してください、そういったものが寄託でございます。なので、所有権は個人の方に残ります。我々はそれを保管し、活用するという形になります。

それがさらに一歩進んで、市の方に教育委員会の方にあげますということになれば、寄贈という形になります。

あとは新しいものでも、というようなことでございますが、こちらの指定基準にありますとおり、特色と示すもので典型的なもの、そして今後は手に入らないものというようなものであれば、時代がかなり遡っても文化財と、特にもこういった民俗文化財としての価値は損なわれないものだと考えております。

現在この猫絵馬については、養蚕業の衰退に伴いまして奉納されておられませんし、これからも見込みはなかなか薄いというところで、今回指定させていただいたところがございます。

○教育長 もう一つ追加で 356 点の猫絵馬ですが、他の例えばかま神は代表的なものを指定するという形をとっているわけですが、今回も代表的な 4 点を指定するという形をとっているのですが、この猫絵馬については 356 点というものすごい数になるわけで、これを結局典型的なものを絞り込んで指定した方が、何となくいいような気もするんですが、ただ一方、今回国の方で重要文化財にしようとしている大槻家の文書とか、全部で 4,000 点の部分を、国の方では重要文化財に指定しようとしている。ということは、件数はいっぱいあるのですが、セットとしてやるというのはそういうニュアンスなのか、意味合いを持つのか、そのあたりをちょっとお願いします。

文化財課長。

○文化財課長 セットでの指定を考えております。

かま神につきましても、今回こちらの資料にもありますとおり、なかなかこういった文化財に対する認識が低いばかりに捨てられてしまう、廃棄されてしまう、そういった危険性もあるということで、このかま神というのは当地方に独特なものでも価値の高いもの

なんだよということを再認識してもらうために、指定するという意味合いもございます。そういった意味もございまして、現在市で所有もしくは寄託を受けているかま神について、まずは指定すると、今後、市の方に寄贈いただいたり、寄託していただいたりしたかま神については、さらに追加して、それもその一群として追加指定も視野に入れて考えております。

○教育長 東調査研究員。

○東調査研究員 資料群については、考え方としてはその全体像を指定するということで、その当時の文化変容も含めた文化などが分かるということで、資料群指定ということが適当だと思います。

その意味で、この猫絵馬の方は、全数を指定いたしました。

○教育長 資料群ですね。資料群として指定した場合には、例えば新たな猫絵馬が出てきたと見つかったと、これは教育委員会議にかけないで自動的に文化財としての扱いをしていくということなのか、1点ずつ入れるとすれば357点目を1回ごとにこの会議にかけるのかどうか、その辺りどうなのでしょう。

○東調査研究員 形としては、追加指定ということで資料の数を変更していくこととなりますので、それをどういう形で議案にするのか、もしくは書類上でお願いするのかというのは検討すればいいことですかね。

基本としては変更すると、その都度資料数は変更して追加指定をしていきます。

○教育長 文化財課長。

○文化財課長 もちろん追加指定につきましては、文化財調査委員会議の方で同意をいただくものとなると思います。そういったことも踏まえて、教育委員会定例会の方でも教育委員の皆様にお示ししながら、決定を求めたいと考えているところでございます。

○教育長 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは議案なので1点ずつ採決を取りたいと思います。

まず、議事日程第1、議案第16号文化財の指定に関して議決を求めることについて、これについては猫絵馬についてであります。

承認の方、挙手願います。

はい、ありがとうございます。満場一致で承認されました。

続きまして議事日程第2議案第17号、同じく文化財の指定に関して議決を求めることについて、これについてはかま神についてであります。

これについて、賛同の方、挙手願います。

はい、ありがとうございます。

満場一致で採決されました。

議事日程第 3 議案第 18 号、文化財の指定に関して議決を求めることについて、これについては油しめについてであります。

これについて、賛同の方、挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

満場一致で承認されました。

以上で議事については終了いたします。

報告(1) 一関市教育委員会公印規程の一部を改正する規程の専決処分について

○教育長 3 番の報告に入ります。

報告(1)一関市教育委員会公印規程の一部を改正する規定の専決処分について、事務局から提案願います。

教育総務課長。

○教育総務課長 (説明)

○教育長 それでは報告であります、これについて何かご質問ありますか。

ひとつだけ説明してください。共同実施という、前からいた方はわかるかもしれませんが、時々出てきますので、どういう組織なのか説明していただけますか。

学校教育課長。

○学校教育課長 共同実施は各小中学校に配置されている事務職員のまとまりであります。

旅費や県費、市費に関わっての手当などそういったものを複数学校でお互いに確認しながら提示をする、そのような仕組みをとるグループとなっております。

○教育長 国の方でも、これは文部科学省がそういう形で通知していて、それに基づいて市の方でも規則としてこれを作っているということでもあります。

今、事務職は学校に 1 人で、当然若い方も入ってきますから、それを指導する場合に管理職である校長、副校長がなかなか指導することは、具体的な中身になりますから難しいということで、グループを組んでその中のトップ、副あたりが中心になって学校を回って、その学校の事務職のやっている事務の中身がちゃんとなされているかどうかをチェックをするという、グループを作っております。

決裁権限も校長から共同グループの長に決裁権限が移っているものもありますので、その方が OK を出せば、それで通るという仕組みになっております。県全体でもこういう動きになっているところであります。それが共同実施ということでもありますので、報告いただきました。

よろしいでしょうか。

それではこれについては終わります。

報告(2) 一関市議会定例会第102回2月通常会議（一般質問）の状況について

○教育長 報告(2)一関市議会定例会第102回2月通常会議一般質問の状況につきまして、報告願います。

教育部長。

○教育部長 それでは資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。令和5年2月の市議会の代表質問、一般質問の状況についての質問となっております。

今回の議会におきましては、各会派からの代表質問として、教育委員会に関する質問は4名の方から出されております。

また、一般質問については、教育委員会関連の質問について、7名の方から質問をいただいたところでございます。

そのうち、多い内容としましては、まずコミュニティスクールに関する質問が3名の方からいただいております。質問の内容は、設置の状況であったり、設置してからの課題、そして今後の取組やどのような取組をしていくのかというような質問があったところでございます。

今回、不登校に関する質問は5名の方から出されております。不登校の実態だったり、具体的な取組に関する質問でございました。

また、今回はフリースクールについての質問が3名の方から、教育委員会とフリースクールはどのような連携を取っていくのかということであったり、フリースクールへの経済的な支援についての考え方というような質問があったところでございます。

また、市立図書館についての質問が2名の方から出されております。電子図書館に関する部分。あとは、図書館施設の環境整備に関する質問が出されたところでございます。

具体的な答弁の要旨等につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

○教育長 それでは、ただいまの報告につきましてご質問ありますか。

私の方からの付け加えですが、今説明したフリースクールの質問は不登校に関わっています。不登校については、非常に多いということは前にも教育委員会の中でお話しさせていただきましたが、その関係で不登校を再登校させることだけを目的にするのではなく、その子どもの社会的にも自立できるようにやっていくべきだというのが最近の文部科学省の考え方でありますので、登校すればいいという考え方ではなくて、その中で今不登校になっている中で、子どもの学ぶ場所をできるだけ確保していってください、というのが国の考え方でありますので、その一環として学校以外のところでも学ぶ場はつくるべきだという。そういう考え方が結構出てきておまして、当市の中でもフリースクールについて随分質問が出ました。具体的に名前は言うわけにはいきませんが、市内の中でもフリース

クールを作って、学校に行けない子どもをそこで預かって何らかの教育に関係することをやっていこうという動きが実際に出ているところでもあります。そういう動きがあるものから、議員さん方の中でもそういう部分をキャッチしまして、それに対する教育委員会の考え方を聞きたいということで質問として結構出てきたところでもあります。

ちなみに、不登校については、この議会の段階ではまだ2月議会は3月に行われたので、不登校の令和4年度の結果はまだこの段階では出てなかったのですが、その段階では言えなかったんですが、令和4年度の不登校について、令和4年度は市内の小学校では、30日以上の不登校が85人に1人の割合で出ています。中学校は20人に1人の割合で出てきているということでもありますので、かなり令和3年度と比べても増加しているという状況であります。これはまだ全国と県は令和4年度のデータは出ていませんけれども、市内はこちらで把握できますので、令和4年度はそういう結果になったということで、3年度と比べても増えたということになります。昨日ちょうど県の教育委員会と市町村の教育長たちの懇談会中でも、不登校については一番の話題になってきておりまして、非常に増えている状況を、憂慮されているということの話が出されたところでもありますので、この問題については今後も課題としていろいろ出されるのかな、というふうに思っております。と同時に、この中でタイトルとしては出てなかったかもしれませんが、不登校の特例校という話も質問の中では触れられました。これは国が認めて不登校の子どもを学校にフリースクールとは違って、教育課程をちゃんと組んだ学校を作って、そこに不登校の子どもが入ってくるというシステムを、全国で今21カ所ほど作ってやっています。私立が半分ぐらい、公立が半分ぐらいであります。

近くでは宮城県の富谷市に不登校特例校が昨年度できまして、1年経ったところではありますが、私も行って見てきましたけれども、17、8人子どもたちが一応登録して、富谷中学校の分校を作りました。だから学校なものですから、これは文部省の特例校の認定を受けた学校です。当然分校ですが学校ですから、そこに教員の数が配置される。自動的に学級ができますので、中学校なので3クラスなので、3クラス分の教員が国から配置される、国の金で配置される。それにあとは市から会計年度職員をプラスして、学校を運営しているという形でありました。行って聞いたのは、非常にうまくいっている。うまくいっているというのは、子どもたちが継続して通ってきていて、それなりに生き生きとやっているという状況です。もちろん子どもはプライバシーの関係があるので、参加者にも見せませんので、話だけ聞いてきた状況ですが、割とうまく回転しているなという感じは受けました。

ただ、これを市の責任という話も議会の中ではどうなんだ、ということで質問されましたけれども、見てきての感想としてはですね、市内でもしやろうとすれば一つは何人来

るかわからない、というのが一つはあります。その何人来るかわからないのに学校を設置できるのかという部分が非常に課題だなということを感じています。

もう一つは富谷は仙台のすぐ近くなのですが、非常に面積が小さいので、スクールバスのようなバスを3台ほど契約して回りながら集めてきているのですが、これ一関市をやるとすれば、この広域なのでこれが果たしてできるかどうかという部分があるので、そういった部分が課題かなというふうには思っておりました。

すぐにとということには、なかなかならないかもしれませんが、研究は続けていく必要があるかなと思います。

国は、できるだけ全国で増やしたいという意向ですし、県の方も岩手県内にはないんですが、県の教育委員会も非常に注視しているという状況であります。付け加えさせていただきます。

これについてよろしいでしょうか。

大浪委員。

○大浪委員 この質問の中で気になった点があるんですが、7 ページ目にありますが、先生方の時間外勤務の部分であります。

こちらが令和2年から令和5年までの数を載せていただいておりますが、全く減少はしていないということで、現状はということに対して数字を載せていただいているんですが、これを改善するための策というのは何か具体的に取られているのかな、ということを感じました。月80時間を超えるというのはやはり民間としてはあまりありえないのかなということを感じますし、次ページにいきますと、健康診断のC判定33.4%とかなり高い割合でC判定を受けている先生が多いというのが分かります。これではやはり、先生になろうとする方がどうしても少なくなるのはしょうがないのかな、という数でもありますし、せっかく先生になっていただいても体調が優れなくなるということも納得できる数字になってしまうので、この点の改善の仕方というのは、どのような方向で進んでいるのか教えていただきたいと思います。

○教育長 ありがとうございます。

こちらに来たばかりですが、課長に答えてもらってあと補足を私の方でさせていただきます。

学校教育課長。

○学校教育課長 教育委員会からの通知の中で、夜8時を超えないところで各学校帰宅時刻の目標を立てる、ということ。それからあと各校仕事の軽重をつけて、ということで、学校それぞれの課題に応じた形で仕事には軽重をつけながら、ただ8時以降は残らないようにということを目標に、それを約束として取り進めていただくという形での働き方、と

というのが実際のところでございます。

○教育長 この数字は私の方の補足で、ちょうどコロナ前にこの取り組みが実は始まって、要するに残業の時間をチェックするというのはこの直前に始まったんですね。

在校等時間という考え方で、学校にいる時間という。そもそも教員は残業がないことが前提になっているので、残業という言葉が使わないことになっているので、それが在校等時間ということで、国の方からは把握をするということでおりに来ているんです。

その把握が始まったのが結局令和元年のあたりですが、ここに合わせてコロナが来てしまったんですね。ですから、そういう部分で数は出ているんですが、そしてコロナが回復すると結局教育活動が前に戻ってしまったと、それで、結局進展が見られない状況が、数字としては現れてしまっている状況です。

ですから、今後コロナから通常の教育活動に戻って、今後取り組みを続けることによってできるだけ減らしていく必要があるのかなと思っています。

今、ご指摘の 80 時間以上がこの人数ということですが、教員世界ではこれが当たり前になっていた、というのが全国的に問題となって、それでこういう調べ方がスタートしたということです。いわゆる過労死時間が全国で調べてさえ、半分近くは過労死の該当者だったという状況です。教員の働き方はこれ、長い年月こうなってきたものですから、学校の先生方の文化とは言えませんが、働き方の中にそれが当たり前のように定着してしまったということになって、非常にこれが今問題視されているところで、教育委員会も何とかしてこれを改善したいなと思うところですが、教育課題はどんどんどんどん増える一方で、不登校は増える、いじめはある、ICTは来る、英語は来るとか、どんどん新しいのが来るものですから、なかなか進んでいかない、というのが現状ですが、ただ意識化はかなりされてきているというふうに思っております。

今後もぜひ改善に努めていきたいと思っております。

はい、その他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは報告の(2)については終わります。

報告(3) いじめ発生状況について

○教育長 報告(3)いじめの発生状況について、事務局から報告願います。

学校教育課長。

○学校教育課長 (説明)

○教育長 休憩を挟みますので、ここで一旦今のペーパーの部分について質問、意見があればお願いいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 数字のことについてはご説明いただきありがとうございました。

現場の先生方が、実際に生徒や児童と触れて、肌感覚でここ近年のいじめがどんな風
に増えているとか減っているとか、こういう変化があるというものをもし感じ取っている
ものがありましたら、教えていただきたいと思います。

○教育長 これは学校教育課長がこの間まで学校の校長先生でした。肌感覚でわかっ
ていると思います。

学校教育課長。

○学校教育課長 肌感覚で、子どもたちのいじめというのは、子どもが嫌だと思っ
ている部分については、子どもたちから担任の先生に上がってくるのが非常に多いです。

また、年に3回4回といじめ感に関するアンケートを取っていますので、そこに出
てくる子どもたちの声を吸い上げるというのもそのとおりです。

あわせて子どもたちの表情、例えば小学校ですと1日付き合っておりますので、昨日
と今日で表情が変われば、それに対して声を掛ける、そういう担任が実際本当にたくさん
おりますので、そういった意味では肌感覚で感じ取って、その言葉をいじめとして取り上
げて数字として上げてくる、つまりは校内において共通の情報として集約されていくもの
にするのか、それとも担任レベルのところで取り下げてしまうのか、そのあたりが教員の
裁量に関わってくる部分になります。逆に言うと、そこが担任の持ち合わせるアンテナの
高さということとも言えます。

中学校に関しては教科担任ですので、複数の学期を持つことになりますので、より多
くの先生方の目に子どもたちが止まることになります。そうしていったときに、やはり気
がついた段階で担任に声が掛かり、担任から子どもたちに声が掛かり、状況を把握し、そ
れをいじめとして上げるかどうか、学校での判断というふうになってまいります。

トラブルの域で止めるか、それとも子どもたち、やっぱり嫌だよってという声を吸い上
げるか、家の方から出てくれば、それはやっぱりいじめとして取り上げる必要のあるもの
になりますが、子どもたちから上がってきたものをその場で解決するか否かというところ
はまだまだ担任のその感覚に預けられているというのが実態です。

○教育長 伊藤委員。

○伊藤委員 私の場合は質問ではなくて意見なんですけれども、子どもの中にも、いじめ
の認知に関するこの内容をうまく利用して、本当になんともないなといじめられたとかい
うふうな形の子もたくさんいるらしいんです。そういうのを教師として見極める必要があ
るのかなという、先ほど学校教育課長がお話しされたように、アンテナを高くして見極め
るといのがすごく大切だなと。ぜひ見極めをしていただきたいと思います、というのが1点。

それからもう1つ、保護者のいじめに対するその認識もまちまちなんです。私は現職

の時は特に感じましたけれども、中学校とかは何それぐらいのことという感覚の保護者が割と多かったんです。それでこうだあだと精神的に苦痛を感じたという、これはもう親御さんが中学校時代には考えられなかったような形だから、こんなのはいじめではないだろうという感覚の保護者がまだいるんです。ですから、そういうものも踏まえて、時代が変わって、今は特にこういうふうに列挙したものがいじめです、ということぜひできれば、保護者にもことあるごとに通達、通知、そして注意徹底をしていただきたいというのがお願いです。

○教育長 何かコメントありますか。

学校教育課長。

○学校教育課長 今のご意見について、大変ありがたいです。

各学校のいじめの推進に一つ、校長先生方にも情報としてお伝えしたいなというふう感じたところがございます。ありがとうございます。

○教育長 私からちょっと補足です。この状況について、一関市は令和3年から令和4年度1校あたりが倍になっているんです。逆に今の時代は、いじめの1校あたりの検出が少ないとアンテナが低いんじゃないか、という指摘の方がむしろ多いんですよ。

だから、そういう指摘を実は4月にいじめ対策の推進委員会を年1回やってますので、その中にもやっぱり指摘がありまして、全国と比べても県と比べてもいじめの認知件数が低いのではないかと、という指摘を受けました。それは前からの指摘もありましたので、先ほど学校教育課長が話したように、いじめの報告のやり方を変えました。それで若干上がってきた、上がったからいいとか悪いとかって言い始めると、多いほどいいのかって話になってしまうので、難しいところなんですけど、ただこれまで一関市ではいじめがあるとそのいじめ1件について文章で全部書いて、全部報告させていました。これやると学校が、何10件と毎月文書を書かなくてはいけなくなってしまっていて、それが嫌だから報告の件数がどうしても抑えられてしまった傾向があるので、昨年度からはそのやり方を変えて、重大事態につながりそうなものは細かく報告を受けますが、それ以外は学校の判断でいじめと判断したものは件数だけ報告してもらうことにしました。その結果、若干増えてきたという部分であります。

あと、もう一つは非常に難しい部分ですが、いわゆるいじめ、例えば市内の185件、昨年度いじめの報告がありました。この185件のうち、ざっくり言えば、9割ぐらいは先生が指導すれば分かりましたと、もうしませんという形でうまくいきますが、残り1割はなかなか解決が難しいです。それでも時間をかければなんとかなるんですが、中には本当に数件ですが、最後まで事態が分からない、片方のいじめた方といじめられた方の言い分が食い違うという部分が最後まで埋まらなかったり、それから逆にそのことで、いじめら

れた方の親御さんといじめた方の親御さんに連絡したときに、お互いにいがみ合いになってしまうケースが結構あります。片方は自分の子供をいじめてそんなことやってないっていうのになんだという話になるし、加害者扱いするのかという話になるし、こちらはいじめられているのは事実だろうという話になる。これが親御さん同士のいがみ合いに発展して、あとはそれに対して学校に対する批判になったり、中には非常に難しい案件が毎年のように出ているのが実態です。

全国でもいろいろないじめに関しての書類を見ると、全国でもそういう案件が非常に増えているんです。

その極端な例が、いじめ重大事案で調査委員会が入って、例えば自死などの問題についてもなかなか加害と被害の一致がしなくて、それが非常に解決が難しくなっている事例もありますので、そうならないようにしていかなければいけないのですが、中には難しい案件が非常に含まれているということをお分かっていただければと思います。

よろしいですか。

桂島委員。

○桂島委員 先ほどの教育長のお話で細かい報告をしなくなって、一か月に一回報告によって件数が上がったということなので、逆に言えば吸い上げるものが増えたということだと思えるので、今まで見過ごされていたものが件数として上がってきたということになると思うんですけど、そういった意味で数が多くなってきただけを悪いとかという判断ではなくて現場の声が上がってきたということだと思えるのですが、それによって逆に重大事案というか、それにつながるものが減ってきたようなものがあるのか、反比例になったのかどうかとか、そういうところはどうなのかな。データのまだ報告の体制が変わってからまだ経ってないと思うので、結び付けは難しいかと思うのですが、今の感覚的なものでもいいので、教えていただければなと思います。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 令和4年度は重大事案に出す事案は生じておりません。

令和3年度に1件が起きているんですけども、それについては後で口頭で申し上げますけれども、まだまだ解決はせずということで、引き続き学校からは情報を吸い上げながら、委員会としても一緒になって考えていくというスタンスで行っているところでございます。

○教育長 よろしいですか。

それでは一旦休憩で入ります。

(休憩)

○教育長 それでは再開します。

よろしいでしょうか。

いじめの発生状況についての報告は以上とします。

報告(4) 行事報告及び行事予定について

○教育長 報告(4)、行事報告及び行事予定についてです。私の方から行事について主などころだけ報告いたします。

行事報告の用紙の1ページご覧ください。

前回の教育委員会は3月の23日でありましたので、それ以降のことについて報告いたします。

24日、社会教育委員会議。令和4年度の最終の会議でありましたが、令和5年度の方針、それから図書館、博物館、文化財等の事業計画をここで話していただきました。

この中で、特に大東中学校の文化祭でのビデオをみんなで視聴しまして、地域の未来について考えるという、中学生自身が自分たちで劇を作って、それを考えたという機会のそういう部分も、みんなで見たところであります。

4月に入ります。4月3日、教職員の着任式がありました。

教育委員さん方、出席ありがとうございました。

今回は新しい校長が9名、副校長が3名、事務職が3名、養護教員が30名、新採用が17名、一関市に転入してきております。

なお、この令和5年度になりまして、皆さん方もご存知ですが、小中学校43校あったのが35校でスタートしております。小学校21校、中学校14校、児童生徒数は合計7070名でスタートしております。

4月5日、デジ田と書いてある用語だけ話をさせていただきますが、デジタル田園都市国家構想という国が打ち出した振興策でありまして、これについて市の方で、市が手を挙げてこれに応募して採択になったところでもあります。ただ、今後これをどういう風にするのか、使うのかという部分については、さらに市の中での査定等を受けて決定される見込みであります。

市の教育委員会としては、各学校の電子黒板をたくさん導入しながらICT教育につなげていきたいというような要望として出しているところでもあります。

同じ5日、JAバンクの食農教育の副読本を寄贈いただきました。この中で、農産物の状況とか給食の状況等について話題になったところでもあります。

6日、花泉小学校の開始式がありました。これは開校式ではありません。正式には6月過ぎに開校式を行う予定であります。その時は教育委員さんの方へ出席をお願いするところではありますが、この開始式はあくまで一つの区切りとして新しい学校をスタートした

というので、私教育長と部長以下、あとは支所長も含めて出席させていただいたところがあります。

同じ6日、市立幼稚園こども園長会議がありました。今回、健康こども部の方に幼稚園についての所管が移ったところではありますが、この園長会議については、教育に関係する部分について会議を持ったところでもあります。

4月7日、藤沢小学校の開始式がありました。これも開始式という名前でなっておりますが、藤沢小学校と新沼小学校が統合しました。新沼小学校は閉校したんですが、藤沢小学校は新しい学校ではありませんので、開校式にはなりません。ですから、区切りとして開始式という形で私が出席させていただいたところでもあります。

同じ7日、教育研究所の運営委員会がありました。学習、それから相談活動、講演会、資料の作成等の今年度の計画をしたところでもあります。

8日、大東中学校の開校式がありました。これは学校がスタートするという内外に対してやったものでありますが、教育委員さん方にも出席いただいたところでもあります。大東中学校の校歌、校章等も新しくなりスタートしたところでもあります。なお、校歌については、有名な森山直太郎作曲、御徒町凧作詞のものでありまして、御徒町凧という作詞家の両親が大東町出身ということで、この当日も御徒町凧氏がこちらの方に見られまして、開校式に出席されてお話をいただいたところでもあります。詩人でありますので、やはり話も非常に子どもたちを集中させるものでありました。

次のページ2ページであります。

11日、第1回の校長会議がありました。花泉支所で今回は行いました。

年5回校長会議を行っておりますが、昨年度からプラス2回目。ウェブの校長会議もスタートしているところでもあります。

12日、市内の高等学校の校長会議がありまして、毎年、年に1回だけ、高校の校長先生方のところに、市の小中学校の教育状況について説明をさせていただいておりますので、ここでも一関一高が会長をやっておりますので、ここに出向いてお話をさせていただきました。

同じく12日、臨時校長会議が花泉支所でありました。中学校の臨時校長会議でありましたが、地域部活動についての再確認の校長会議を行っております。

13日、新任転任の校長研修、新任転任の副校長の研修会をここで行いました。今回、新しく校長は9人、副校長は3人転入してきておりますので、その方々に一関の教育の状況、地域の文化財等の状況についてもお話をさせていただいたところでもあります。

14日、管内の教育長会議がありまして、管内の校長会議をやりました。この管内というのは県の方の教育事務所が主管する会議であります。市の方で市立学校の小中学校の校

長さんを集めてやる会議を校長会議と言っていますが、この管内校長会議は教育事務所、県が直接主催するもので、私もそのところには出てきております。

15日、春季水路整備の開会行事。骨寺村荘園遺跡でありまして、年2回土水路整備をやっているものですから、開会行事に私も参加させていただきました。

課長ほか、午前中でしたが、土水路整備に参加しております。

なお、本寺を中心として、田植えとか稲刈り、米納めも今後行われる予定であります。

なお、世界遺産に向けての状況については、前に1度報告させていただいておりますが、後日の教育委員会会議でその動向について報告させていただきます。

17日、一関市いじめ問題対策連絡協議会がありました。これは年1回の会議であります。これについては教育委員会のほか、児童相談所、法務局、警察、市内の校長先生方、それから教育事務所、健康こども部等が入った会議を年1回行っておりまして、先ほど学校教育課長の方から報告させていただいたような中身について、事例も含めてここで紹介させていただいて、協議を深めて連携を深めたところでもあります。

20日、東北の都市の教育長協議会定期総会が郡山市でありました。研修会もあわせてやったところであり、3年ぶりの開催でありました。総会と諸課題の情報交換を行ったところではありますが、情報交換のメインは地域部活動、そして不登校についてこの2つが大きなテーマでありました。

25日、県の教育委員会と市町村教育委員会意見との交換会がありまして年3回やっております。昨日行ってまいりました。ここでも大きな話題はICT、それから不登校、これが大きな話題となったところでもあります。

そして今日午前中、中学生の社会体験学習の実行委員会がありました。昨年度はコロナの後に3年ぶりに実施できましたが、今年度も実施する予定でおります。今年度は全ての中学校で5日間の実施予定で、計画を現在立てているところでもあります。

行事報告については、以上です。

何かご質問ありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは行事予定について事務局からお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（説明）

○教育長 次回の教育委員会会議は5月24日水曜日の午後1時半から予定したいのですがよろしいでしょうか。

その予定を入れておいていただければと思います。

行事予定について、その他質問はありますか。

それでは行事報告および行事予定については以上とします。

その他(1) 令和5年度学校教育行政の方針及び指導の重点について

(2) 令和5年度社会教育行政の方針について

○教育長 4番のその他に入ります。

その他(1)令和5年度学校教育行政方針及び指導の重点につきまして、これ毎月重点について1項目ずつやっていますが、今日は全体についてお話をさせていただきたいと思えます。

もう1点は、社会教育行政の方針についてもこの後お話をさせていただきます。

学校教育課長。

○学校教育課長 (説明)

○教育長 今日は全体の方向性についてであります。よろしいでしょうか。

何かご質問ありますか。

大浪委員。

○大浪委員 1点ですが、キャリア教育の中の社会体験学習の部分についてですが、最近、受け入れはしてないんですけれども、以前受け入れているとき、私は必ず国民の義務ということについて生徒に聞くところから、社会体験学習というものを始めているんですけれども、なぜ自分は働かなければならないのかということ、その働くことの意義という、そのところが私はすごく大事だと思っていて、そこから生徒たちと初日始めていくんですけれども、今まで答えられた子って一人もいないんですね。その学習の中で国民の義務というものをいつ習うのかというのを私は把握していないんですけれども、なぜこの場に自分たちが来ているのかということを理解しないで来ている子どもたちってすごく多い様な気がしています。学校に行けと言われてこの行事があるから行っている、というような感覚で来ている子どもたちがすごく多いなと感じていますので、ここの先には何があるのかということぜひ教えていただいて、企業に学習に行かせていただければ、また子どもたちの気持ちと未来への気持ちも培われるのではないのかなと常々感じておりましたので、ご指導いただければと思います。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 ありがとうございます。

ジョブカフェさんも事前の研修会等を受け入れてくださることになっておりましたので、活用を促しながら、そういう心構えを持って、何しに行くのかという目的意識を持って取り組めるように進めていきたいと思えます。

○教育長 国民の3大義務については社会で小学校でも習うんです。小学校6年生で勤労

の義務という部分です。

あとよろしいでしょうか。

桂島委員。

○桂島委員 先ほどのキャリア教育のことで、大浪委員さんに補足して、前にキャリア教育について報告をいただいたときに、目的がわからないでただ来てというわけではなくて、何のためにというのもそうですし、あとは企業の方も普段の仕事の手を止めて業務を止めて、やっぱり地域の子どものためにという思いで受け入れてくださっていると思うので、その学生さんもですし、保護者の方もそうですし、行けと言われたから来たとかではなく、感謝という気持ち、学生さんが来ることによって企業の方も学ぶことがあると思うので、お互いに学びながら、というのが一番いい関係かなと思うので、その感謝の気持ちというのも伝えていただけたらなと思います。よろしくをお願いします。

○教育長 今日ちょうど午前中、実行委員会をやりまして、校長先生方は3人しか入っていないんですが、PTAの方々、それから商工会議所、それから市長部局の方とかって入って、今日の会議は同じことがやっぱり出まして、今度担当者会議があるから、そこでもまたお話をさせていただきますし、あと校長会議の中で次長の方からお話を触れていただけるとありがたいなと思います。

よろしくをお願いします。

あと、よろしいでしょうか。

それではこれをもとにこれで令和5年度、昨年度と今後では変わらないんですが、右側のやる中身は若干変わってきておりますので、これを柱にしてやっていきたいと思えます。そして、毎月一つずつ簡単になりますけれども、もう少し詳しくお話をさせていただきますかと思っております。

では次に入ります。

(2)令和5年度社会教育行政の方針について、いきがづくり課長から説明願います。

いきがづくり課長。

○いきがづくり課長 (説明)

○教育長 それではこの後図書館、博物館、文化財とありますが時間が推しているのので、3分くらいのところまでまとめてください。

図書館長。

○一関図書館長 (説明)

○教育長 博物館次長。

○博物館次長 (説明)

○教育長 文化財課長。

○文化財長 （説明）

○教育長 ありがとうございます。

かなり絞り込んでお話いただきましたが、何かご質問ありますか。よろしいですか。

佐藤委員。

○佐藤委員 社会教育主事の養成に係る予算を取られてると思いますが、それは市民センターに勤務の方からの要望を受けて実施されるのか、それともある程度勸奨というのか、市民センターの順番にそういった方をなるべく受講していただくような呼びかけもしながらというような形になっている。そこだけ教えていただけますか。

○教育長 いきがづくり課長。

○いきがづくり課長 各市民センターにこちらから呼び掛けをして、実際この社会教育主事講習がほしい2週間くらい結構な期間、日数かかりますので、やはり通常業務をやりながら行ける体制かどうか、そういったあたりを市民センターの中でも調整等もありますので、実際この令和2年度から始めた事業でございますが、今現在この社会教育主事講習を受講した市民センターの職員は3名となっております。

○教育長 よろしいですか。ありがとうございます。

その他よろしいでしょうか。

それでは社会教育行政の方針については以上とします。

(3)その他に入りますが、事務局から何かありますか。

先に伊藤委員から。

○伊藤委員 時間がおしているのに申し訳ございません。

令和4年度は、話題になることはそんなになかったんですけども、私がすごく気になるのは宗教問題です。私も実際担任をしたことがあります。宗教上の問題から例えば校歌を歌わない、それから校内では競うことを一切しない。あるいは例えば中学校に行ったときに武道の柔道とか剣道は一切しないとか、そういうお子さんがもしいた場合には、学級経営、学年経営、学校経営が非常に困ったというのがまず1つで、そのお子さんも今テレビで話題になっていますけれども、社会人になって、親の状況の中で自分がそういう場にいたときに拒否できなかった、逃げることができなかったと自分の意思とは裏腹に、そういうものからなかなか逸脱できなくて貴重な青春時代とか、あるいは本当に貴重な小学校時代、中学校時代、高校時代を過ごしてしまったと、今社会人になって自分がそこから離れて自立したときに、すごく後悔したなんていうか、そういう言葉を一生懸命テレビを通して全国に発信しているようですけども、だからそういうことを考えると、私たち市の中でも市の教育委員会でもそういう子がいた場合の対応を少し考えておく必要があるのかなということを思いました。

ですから、例えば現実的にそういうお子さんが本市にいらっしゃるのかどうか、これを掌握されているのかどうか。その辺ちょっともしあるかお聞きしたいなと思います。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 現時点で私の方では承知している事案はありません。

○教育長 以前ですが、いずれそういう非常に宗教色の強い行動を規制する普通の慣習と言われるような部分も含めて、同意できない方というのはいました。実際に外国籍を持つ子どもも市内にいますので、宗教上の問題から様々な制約がある、時間の制約がある服装の部分があるという、そういう子はいます。それは例えば、宗教に関わってそういう服装ができないとかという部分については尊重するようにしていますし、例えば先ほど例に出された応援に参加できないとか、競うことに参加できない、これも個人を尊重して対応して、個別に対応していく、という状況であります。それをさらに掘り下げて家庭の中まで入って云々というのは、なかなかそこは難しいのが実態だと思いますので、そういう形で対応していくという感じですね。

その他よろしいでしょうか。

その他(3) その他

○教育長 事務局からは特にありませんか。

それでは以上で第 250 回一関市教育委員会定例会を終了します。

ありがとうございました。